

藤沢市放課後児童クラブ入所事務取扱基準

平成26年12月1日制定

平成28年 9月1日改正

平成29年10月1日改正

平成30年2月15日改正

令和2年 9月9日改正

令和4年 9月1日改正

令和5年 9月1日改正

令和6年9月18日改正

令和7年 9月1日改正

令和8年10月1日改正

藤沢市放課後児童健全育成事業の実施に当たり、放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）は、児童の入所について藤沢市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）入所事務取扱基準に基づき、公平かつ円滑に取り扱うものとする。

1 入所の判定

事業者は、判定に当たっては、児童の入所資格要件及び保護者の状況（以下「適格要件」という。）について、総合的に適正な審査を実施するほか、別紙「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」（以下「入所判定基準表」という。）に基づき、入所判定を行い、入所の可否を決定するものとする。

2 児童の入所資格要件

(1) 児童クラブに入所できる児童は、原則として次の要件をすべて満たしていることとする。

ただし、障がいのある児童については、障がいの程度、症状などがそれぞれ異なり、支援又は介助の内容も異なることから、事業者と保護者で事前に十分な面談を行い、通所、集団生活及び行動への対応、必要となる支援内容などを確認したうえで、入所の可否を決定する。

ア 小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家

庭にいないこと

イ 藤沢市内在住又は在学の児童であること

(2) (1)の規定にかかわらず、障がいや疾患等により支援を必要とする児童については、障がいの種別や程度のみをもって一律に入所を制限することはない。入所の検討に当たっては、次の手順に沿って判断する。

ア 保護者との事前の面談等を通じて、児童の日常生活動作（移動、食事、排泄等）や行動特性を詳細に確認する。

イ 施設設備や人員体制、集団の状況に照らし、放課後児童クラブにおいて必要な支援内容及び生活の妨げとなる要因を解消するための具体的な工夫（合理的配慮）について、保護者と対話を行う。

ウ 必要な合理的配慮を講じてもなお、児童本人の安全確保が著しく困難な場合や、他の児童の生命・身体に重大な危険を及ぼす恐れがあるなど、事業運営に著しい支障が生じる場合に限り、入所を認めない又は条件を付すことができる。

(3) 前項に掲げるもののほか、事業者が特に必要があると認めた場合

(4) 入所後であっても、次のいずれかに該当し、必要な支援体制を講じても安全な受け入れが困難と判断される場合は、保護者との協議を経て、利用の停止又は退所を求めることができる。

ア 他の児童又は職員の生命・身体に重大な危険を及ぼす行為が継続し、改善の見込みがない場合。

イ 児童の安全確保のために不可欠な情報提供や協力（面談、関係機関との連携等）について、保護者の同意や協力が得られない場合。

3 保護者の状況

保護者が就労等により昼間家庭にいない状況については、次のいずれかに該当することを要件とする。

(1) 就労・通学・内定等

保護者が放課後等に就労・通学・内定等の場合

ただし、内定等の場合、就労・通学開始がわかる就労・就学証明書（内定を含む）を提出し、入所後速やかに就労・通学先が確認できる書類（身分証明書、健康保険証、学生証の写しなど）を提出するものとする。

(2) 求職中

保護者が就労のための求職活動で日中外出をしている場合かつ入所後 3 か月目の 7 日までに就労開始をする場合

ただし、入所後 3 か月目の 15 日までに、就労開始がわかる就労証明書（内定を含む）を提出し、内定の場合は就労開始後速やかに就労先が確認できる書類（身分証明書や健康保険証の写しなど）を提出するものとする。

なお、入所後に退職した場合は、退職日の属する月の末日から 3 か月以内を求職中の扱いとし、3 か月目の 15 日までに、就労開始がわかる就労証明書（内定を含む）を提出し、内定の場合は就労開始後速やかに就労先が確認できる書類（身分証明書や健康保険証の写しなど）を提出するものとする。

(3) 疾病、負傷、障がい

保護者が疾病若しくは負傷している又は障がいのある場合

(4) 親族の看護、介護等

保護者が親族の看護又は介護を行っている場合

なお、親族が病院に入院中又は施設に入所中の場合は、常時付き添いが必要な場合とする。

(5) 出産

母親が妊娠又は出産後の場合で保育が必要な場合

産前は出産予定日の 8 週間前の日の属する月初日とし、産後は出産日から 8 週間を経過した日の属する月末までとする。

なお、原則として、育児休業中は保護者が昼間家庭にいない状況には該当しない。ただし、次の場合については、入所を認めることができる。

ア 保護者が育児休業中である児童で、通常の申込者の入所に係る手続きの後、なお施設の定員に空きがある場合

イ 入所中に保護者が育児休業を取得し、児童の入所継続を希望する場合。
ただし、当該年度中に限る。

さらに、ア及びイについては、育児休業取得に係る出生児が満 1 歳に達する翌年度の 5 月 31 日までに保護者が復職しない場合は、5 月 31 日をもって退所とする。

(6) 災害

火災、風水害で家屋損傷その他災害復旧のために保育にあたれない場合

(7) 前号に掲げるもののほか、事業者が特に必要があると認める場合

4 選考方法等

事業者は、入所基準日及び募集期間を設けるものとし、募集に当たっては申込みから入所判定までの行程及び入所判定を行う旨を明示し、十分な周知を行うものとする。

(選考方法の例示)

- (1) 年度当初の入所選考については、一定の募集期間を設け、申込者の中から選考を行い、入所を決定する。

選考終了後において、定員に達していない場合又は入所決定後のキャンセルにより欠員が生じた場合には、当初の募集期間の選考において待機している者とその後の募集期間等における申込者の中から選考を行い、入所を決定する。

- (2) 年度途中の入所については、事業者が定める指定日までの申込者と、入所を待機している者を含め選考を行い、速やかに入所を決定する。

- (3) 「入所判定基準表」に基づく点数が同点の場合の選考については、事業者において、「同一点数世帯の優先順位」を基に判断を行う。

5 審査方法

事業者は、入所判定に当たっては適正に審査を行うものとし、そのために必要な書類の提出を求めるものとする。なお、提出された書類は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところに従い、適正に保管するものとする。

なお、提出書類は、作成又は交付された日から3か月以内のものとし、募集案内等において、周知するものとする。

6 適用時期

この基準は令和9年4月入所から適用するものとし、それ以前の入所については、令和7年9月1日改正の基準を適用するものとする。

7 その他

事業者は、入所中に保護者の状況に変更が生じた場合など、入所後の適格要件の変更等における取扱いについては、募集の際に保護者に明示するとともに、入所の決定時にも十分に説明することとする。

事務担当 青少年課